

〔関係法令（有害業務に係るもの）〕

### 問 1

- (1) 総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。
- (3) 衛生管理者は、全て第一種衛生管理者免許を有する者のうちから選任することができる。
- (4) 産業医は、この事業場に専属でない者を選任することができる。
- (5) 特定化学物質作業主任者を選任しなくてよい。

#### 【解説】

- (1) 正しい P 20 令 2 条 製造業は 300 人以上の事業場は総括安全衛生管理者を選任しなければならないので、本問は 400 人の事業場であるから、選任しなければならない。
- (2) 誤り P 22 則 7 条第 1 項 5 号により、500 人を超えてい何ので専任不要。
- (3) 正しい P 22 則 7 条第 1 項 3 号による
- (4) 正しい P 28 則 13 条第 1 項 3 号により 500 人以上の労働者が従事する事業場が該当するので、本問の深夜業 200 人、高熱物体を取り扱う業務に 50 人は専属不要。
- (5) 正しい P 33 令 6 条第 1 項 18 号 試験研究のため取り扱う業務は、選任不要。

### 問 2

- (1) 防振手袋
- (2) 硫化水素用防毒マスク
- (3) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- (4) 検知管方式による一酸化炭素検定器
- (5) 放射線測定器

#### 【解説】

- (1) 該当しない P 72 法 42 条 別表第 2 による
- (2) 該当しない P 72 法 42 条 別表第 2 による。P 74 則 26、26 条の 2 による。
- (3) 該当する P 72 法 42 条 別表第 2 による
- (4) 該当しない P 72 法 42 条 別表第 2、P 73 令 13 条第 3 項各号のいずれにも該当しない。

- (5) 該当しない P 72 法 42 条別表第 2、P 73 令 13 条第 3 項各号のいずれにも該当しない。

### 問 3

- (1) 屋内の、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置を用いて砂型を壊す箇所に設置した局所排気装置に設けた除じん装置
- (2) トルエンを用いて洗浄を行う屋内の作業場所に設置したプッシュプル型換気装置
- (3) 塩化水素を取り扱う特定化学設備
- (4) 弗化水素<sup>フッ</sup>を含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設置した排ガス処理装置
- (5) 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融を行う屋内の作業場所に設置した局所排気装置

#### 【解説】

- (1) 年一回実施 P 310 粉じん則 17 条、18 条による
- (2) 年一回実施 トルエンは第 2 種有機溶剤。P 197 有機則 20 条、20 条の 2、21 条、23 条による
- (3) 2 年に 1 回実施 特定化学設備。P 246 特化則 29 条、32 条、35 条
- (4) 年一回実施 フッ化水素は第 2 類物質。P 246 特化則 29 条、32 条、35 条
- (5) 年一回実施 P 214 鉛則 35 条、36 条、38 条

#### 問 4

- (1) 第一類物質は、「クロム酸及びその塩」を始めとする7種の発がん性の認められた化学物質並びにそれらを一定量以上含有する混合物である。
- (2) 第一類物質を製造しようとする者は、あらかじめ、物質ごとに、かつ、当該物質を製造するプラントごとに厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を行うときは、発散源を密閉する設備、外付け式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。
- (4) 第一類物質を取り扱う屋内作業場についての作業環境測定結果及びその評価の記録を保存すべき期間は、3年である。
- (5) 第一類物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に係る特定化学物質健康診断個人票を保存すべき期間は、全ての第一類物質について30年である。

#### 【解説】

- (1) 誤り P 34 別表第3により 「クロム酸及びその塩」は、第2類物質である。
- (2) 正しい P 80 法 56条、P 81 令 17条による
- (3) 誤り P 239 特化則 3条により、囲い式フードが正しい。
- (4) 誤り P 247 特化則 36条により、「一定の物質は30年保存」
- (5) 誤り P 254 特化則 39条、40条により、特別管理物質のみ30年保存

#### 問 5

- (1) 作業場所に設けた局所排気装置について、下方吸引型外付け式フードの場合0.5m/sの制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 有機溶剤等の区分の色分けによる表示を黄色で行う。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、6か月以内ごとに1回、定期的に測定する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき作成した有機溶剤等健康診断個人票を3年間保存する。
- (5) 労働者が有機溶剤を多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせる。

#### 【解説】

- (1) 正しい P 195 有機則 16 条表参照
- (2) 正しい P 198 有機則 25 条による
- (3) 正しい P 198 有機則 28 条による
- (4) 誤り P 200 有機則 29 条、30 条により、5 年間保存が正しい。
- (5) 正しい P 200 有機則 30 条の 4 による。

#### 問 6

- (1) 屋内の、セメントを袋詰めする場所における業務
- (2) 特定化学物質を用いて行う分析の業務
- (3) 水深10m以上の場所における潜水業務
- (4) 強烈な騒音を発する場所における業務
- (5) 人力により重量物を取り扱う業務

#### 【解説】

- (1) 正しい P 99 則 36 条第一項 29 号による。
- (2) 誤り
- (3) 誤り
- (4) 誤り
- (5) 誤り

#### 問 7

- (1) 潜水士
- (2) 鉛作業主任者
- (3) 高圧室内作業主任者
- (4) エックス線作業主任者
- (5) ガンマ線透過写真撮影作業主任者

#### 【解説】

- (1) 免許 P 41 別表第 1 参照
- (2) 技能教育
- (3) 免許
- (4) 免許
- (5) 免許

問 8

- (1) 安定性及び反応性
- (2) 人体に及ぼす作用
- (3) 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
- (4) 注意喚起語
- (5) 適用される法令

**【解説】**

- (1) 該当する P84 則 33 条
- (2) 該当する P84 法 57 条の 2
- (3) 該当する P84 則 33 条
- (4) 該当する P84 則 33 条
- (5) 該当しない

問 9

- (1) 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場  
..... 空気中の粉じんの濃度
- (2) 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行う屋内作業場  
..... 気温及び湿度
- (3) ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場  
..... 等価騒音レベル
- (4) エックス線装置を用いて透過写真撮影の業務を行う作業場の管理区域  
..... 線量当量率又は線量当量
- (5) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務(設備の解体等に伴うものを除く。)を行う作業場 ..... 空気中のダイオキシン類の濃度

**【解説】**

- (1) 誤り P182 (2) ⑧により、輻射熱のみ測定
- (2) 正しい P182 (2) ⑨による
- (3) 正しい P177 (14) ⑥による
- (4) 正しい P282 電離則 53 条、54 条による
- (5) 正しい P178 (1) による。なお解体等に伴う測定はダイオキシンの含有率を測定する。

〔関係法令（有害業務に係るもの以外のもの）〕

問 2 1

- (1) 産業医の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行わなければならない。
- (2) 常時使用する労働者数が2,000人を超える事業場では、産業医を2人以上選任しなければならない。
- (3) 産業医が、事業者から、毎月1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。
- (4) 事業者は、産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- (5) 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

**【解説】**

- (1) 正しい P 28 則 13 条第一項 3 号による
- (2) 誤り P 28 則 13 条第一項 4 号により、3,000 人を超えるが正しい
- (3) 正しい P 31 則 15 条による
- (4) 正しい P 31 則 14 条の 3 第 2 項による
- (5) 正しい P 29 則 13 条第 3 項による。

## 問 2 2

- (1) 労働衛生コンサルタント試験には、保健衛生及び労働衛生工学の2つの区分がある。
- (2) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働大臣の指定する指定登録機関に備える労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、生年月日等所定の事項の登録を受けることにより、労働衛生コンサルタントとなることができる。
- (3) 労働衛生コンサルタントは、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする。
- (4) 労働衛生コンサルタントが、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したときは、その登録を取り消されることがある。
- (5) 労働衛生コンサルタントの診断及び指導を受けた事業者は、その記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

### 【解説】

- (1) 正しい P141 コンサル則10条による
- (2) 正しい P140 法84条による
- (3) 正しい P140 法81条②による
- (4) 正しい P140 法85条による
- (5) 誤り 本問のような規定はない

## 問 2 3

- (1) 業務歴の調査
- (2) 腹囲の検査
- (3) 胸部エックス線検査
- (4) 貧血検査
- (5) 心電図検査

### 【解説】

- (1) 省略できない P113 則44条第2項による。
- (2) 省略できる
- (3) 省略できる
- (4) 省略できる
- (5) 省略できる

## 問 2 4

- (1) 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者に対し、本人の申出の有無にかかわらず医師による面接指導を行わなければならない。
- (2) 事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。
- (3) 面接指導の対象となる労働者は、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合は、他の医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出することができる。
- (4) 事業者は、面接指導の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、原則として、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かななければならない。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

### 【解説】

- (1) 誤り P117 則 52 条の 2 により、80 時間を超えた労働者が申し出た場合
- (2) 正しい P118 則 52 条の 7 の 3 による
- (3) 正しい P108 法 66 条の 8 第 2 項による
- (4) 正しい P118 則 52 条の 7 による
- (5) 正しい P118 則 52 条の 6 による

## 問 2 5

- (1) 有害業務を行っていない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の20分の1以上である屋内作業場に、換気設備を設けていない。
- (2) 常時40人の労働者を就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から3 mを超える高さにある空間を除き400m<sup>3</sup>となっている。
- (3) 男性5人を含む常時30人の労働者が就業している事業場で、女性用には臥床することのできる休養室を設けているが、男性用には、臥床することのできない休憩設備を利用させている。
- (4) 労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業については350ルクス、粗な作業については150ルクスとしている。
- (5) 事業場に附属する炊事場の入口には、洗淨剤を含浸させたマットを設置して、土足のままでも立ち入ることができるようにしている。

### 【解説】

- (1) 正しい P 181 則 601 条による
- (2) 正しい P 181 則 600 条による
- (3) 正しい P 184 則 618 条による
- (4) 正しい P 181 則 604 条による
- (5) 違反している P 188 則 630 条⑤による